

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年三月二十二日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ津高店

所在地 岡山市津高字戸井三八〇番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

(2) 名称 振興不動産合名会社

住所 兵庫県神戸市中央区小野柄通四丁目一番一五号

代表者の氏名 代表社員 王 記

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年十一月十六日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千五百三十七平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 二百二十七台

(2) 駐輪場の収容台数 九十四台

(3) 荷さばき施設の面積 百十三平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十八・一立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前〇時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十二時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前〇時から午後十二時まで（ただし、第二駐車場は午前八時から午後十時まで）

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 七箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで（ただし、第三荷さばき施設は午後十時から午前六時まで、また、第四荷さばき施設は午前八時から午後十時まで）

二 届出年月日

平成十七年三月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

- (1) 平成十七年三月二十二日から平成十七年七月二十二日まで
(岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市役所)
- (2) 平成十七年三月二十二日から平成十七年三月三十一日まで
(岡山地方振興局総務振興部総務振興課)

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所